

別紙 1

アルコール検知器導入助成金額及び導入台数（第 3 条関係）

令和 8 年 4 月 1 日現在

優先順位		沖ト協 会員事業者		沖ト協 非会員事業者	
①	導入台数上限	事業用車両数(自走車)の 2 分の 1 (但し 10 機器分を上限とする。)		事業用車両数(自走車)の 10 分の 1 (但し 2 機器分を上限とする。)	
②	1 機器あたりの助成金額	携帯型	5,000 円 (5,000 円を下回る場合は、 実費相当額とする。)	携帯型	1,000 円 (1,000 円を下回る場合は、 実費相当額とする。)
		据置・ 記録型	税抜導入価格の 2 分の 1	据置・ 記録型	税抜導入価格の 10 分の 1
③	助成金額上限	①の導入台数上限×5,000 円 (最大 50,000 円迄)		携帯型	①の導入台数上限×1,000 円
				据置・ 記録型	①の導入台数上限×2,000 円 (最大 4,000 円迄)

※①の車両数は、端数切り上げとする。